10．当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に取り扱うものとする。）。

⑴　計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間

⑵　吸収合併消滅金庫の取得原価及びその内訳

⑶　負ののれん発生益の金額及び発生原因

別紙様式第十四号の二第一の3．国際統一基準に係る連結自己資本比率の表中「旧所要自己資本定める率を乗じ所要自己資本のに12.5を乗じて

の額に告示にて得た額が新額を上回る額得た額		

」を「

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

」に改め、同様式第一の3．国内基準に係る連結自己資本比率の表中「旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額

」を「

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

」に改め、同様式第二の二記載上の注意1．中⑱を⑳とし、⑷から⑰までを⑹から⑲までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

別紙様式第十四号の二第二の二記載上の注意に次のように加える。

8．当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併（法第60条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併（法第61条に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合についても同様に取り扱うものとする。）。

⑴　当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫（法第60条に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫（法第60条に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。）の名称

⑵　合併比率及びその算定方法並びに出資１口当たりの金額

⑶　吸収合併消滅金庫から引き継いだ資産、負債及び純資産の額並びに主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨

⑷　会計処理方法を統一している旨。なお、複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由

9．当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に取り扱うものとする。）。

⑴　当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫の名称並びに吸収合併存続金庫を決定するに至った主な根拠

⑵　合併比率及びその算定方法並びに出資１口当たりの金額

⑶　発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

⑷　吸収合併日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨及び当該吸収合併について吸収合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併と判定した理由

⑸　吸収合併契約において、当該吸収合併契約締結後の将来の事象又は取引の結果により当該吸収合併の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨を規定している場合には、その旨及び内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針

⑹　取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額

別紙様式第十四号の二第二の三記載上の注意中6．を8．とし、5．の次に次のように加える。

6．当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に取り扱うものとする。）。

⑴　計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間

⑵　当該吸収合併に要した支出額及びその科目名

7．当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に取り扱うものとする。）。

⑴　計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間

⑵　吸収合併消滅金庫の取得原価及びその内訳

⑶　負ののれん発生益の金額及び発生原因

別紙様式第十五号第一の7．の表中「政府短期証券」を「国庫短期証券」に改め、同様式第一の17．国際統一基準に係る単体自己資本比率の表中「旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額

」を「

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

」に改め、同様式第一の17．国内基準に係る単体自己資本比率の表中「旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額

」を「

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

」に改め、同様式第二の表中「　リース債務　」を「

リース債務
資産除去債務

」に改め、同様式第二記載上の注意1．中㉒を㉕とし、⑷から㉑までを⑺から㉔までとし、⑶の次に次のように加える。